

広島市 農業委員会だより

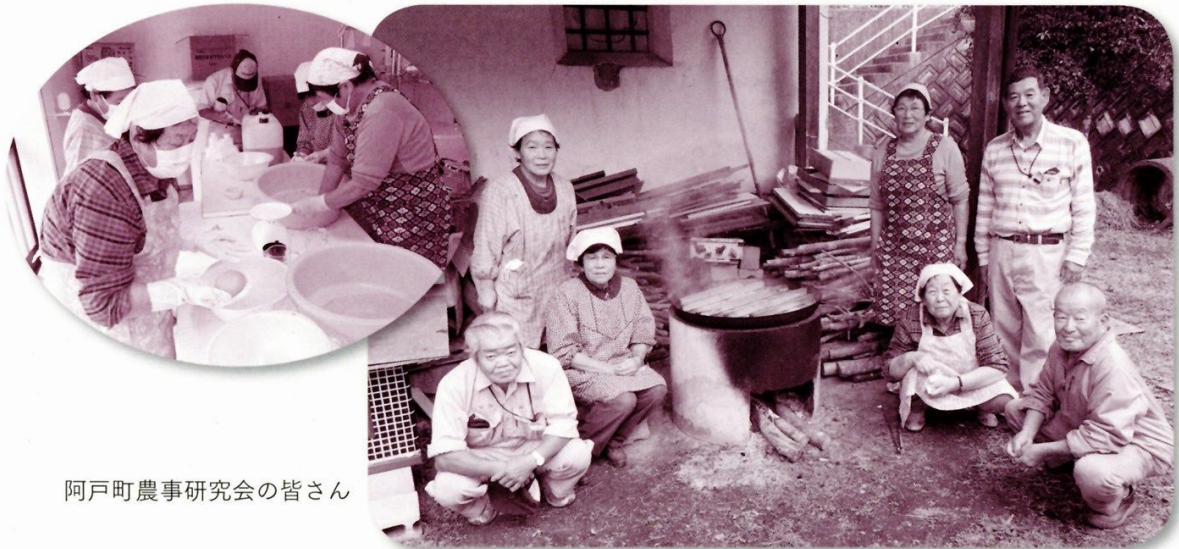
平成29年1月(32号)

発行:広島市農業委員会 ☎(082)568-7755

〒732-8510 東区東蟹屋町9番38号(東区役所内)

採れたてコンニャクで旬の味を(安芸区阿戸町)

阿戸町農事研究会



阿戸町農事研究会の皆さん

阿戸町では、地元の特産品を作りたいとの強い思いから、平成24年度に里山あーと村ふるさと起こし事業の一環として、コンニャクづくりの取り組みを始められました。

平成25年度からは阿戸町農事研究会が中心となり、本格的にコンニャクイモの栽培に取り組むとともに、市の補助事業である「中山間地域お宝資源掘り起こし事業」を活用し、加工場を整備するなどコンニャクの販売ができるようになりました。

コンニャクイモは土壌との相性が大事で、水分もある程度必要ですが、水はけが良いのが条件となり、まず栽培に適する土地を探すことが必要不可欠です。

コンニャクイモは毎年3年生の種芋を4月ごろ植え付け、秋に収穫します。おいしいコンニャクを作るために、ソバ殻を焼いた灰をこして凝固剤として使用するなど様々な工夫をしているとのこと。

できあがったコンニャクは阿戸町まるごと市などで販売しており、遠方からもお客さんが買いに来られるなど、皆さんから大変おいしいと好評です。

今後も会員が一丸となって栽培面積を広げていき、コンニャク作りに精を出し、阿戸町の、また安芸区の特産品となるよう努力していきたいと強い意気込みをもっておられます。

(取材:山縣 由明 委員)

新年のごあいさつ

迎 春



会長 河野 信義

皆様、明けましておめでとうございます。

日ごろより、農業委員会の活動に対しご理解・ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

昨年は、農業委員会の主たる使命である、農地利用の最適化をよりいっそう推進するため、農業委員会等に関する法律の大きな改正がありました。

この改正に基づき、当委員会では、6月に19人の農業委員が、7月には新設された農地利用最適化推進委員44人が就任し、新たな体制の下、新年を迎えました。

農業を取り巻く環境を見ますと、農業者の高齢化や担い手不足等による耕作放棄地の増加など、依然として厳しいものがありますが、農業者が希望を持ち安心して農業に取り組めるよう、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となり、市等関係機関との連携の下、農地利用の最適化の推進に努めて参る所存です。

今後とも、皆様の一層のご理解・ご協力をお願いいたしますとともに、皆様方のご健康とご多幸を祈念いたしまして、新年のごあいさつといたします。

広島市農政に関する意見書 広島市長へ提出

農業委員会では、昨年10月31日、河野会長ほか2名の委員が松井市長に農業委員会等に関する法律に基づく広島市農政に関する意見書を提出しました。

また、同日、永田広島市議会議長に対して支援要請も行いました。この意見は、農地等の利用の最適化の推進（担い手へ集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）に関する施策の改善について具体的な意見を提出するもので、その内容は次のとおりです。



1 都市農業の振興について

- (1) 今後国において、「都市農業振興基本計画」に基づき制度の改正や各種事業が実施されることになるが、こうした国の制度・事業を活用し都市農業の振興を図ること。
- (2) 都市農業の重要性を理解し、現在実施している農業生産技術指導やリースハウス整備事業、農業継承円滑化支援事業などの振興施策を拡充すること。

2 耕作放棄地対策について

- (1) 現在実施している新規就農者育成や農家後継者育成のための各種研修について、周辺市町や農協等と連携し、人数・対象の拡充を図ること。
- (2) 農地利用状況調査の結果を踏まえ、耕作放棄地化の恐れがある農地については、新たな担い手に貸し付けるために必要な条件等を整理し対応すること。
- (3) 耕作放棄地の発生防止・解消を地域ぐるみで推進するため、「人・農地プラン」の策定など、地域での取り組みを支援すること。

3 有害鳥獣対策について

- (1) 昨年度から市が導入している大型捕獲柵の設置は、大きな効果が期待できることから、被害の著しい地域において地域との協力体制を構築し、増設を図るなど、積極的に推進すること。
- (2) 被害を受けている農業者への捕獲柵の設置等に関する支援制度を拡充すること。
- (3) 本年度から県が取り組む「指定管理鳥獣捕獲等事業」に、捕獲柵の設置場所の調整など積極的に協力するほか、駆除に対する市民の理解を得るための広報など、県と連携し、さらなる駆除の強化に努めること。
- (4) 地域の実情に応じた実効性のある施策を展開できるよう、市の組織体制を強化すること。

農地等の利用の最適化について

農業委員会等に関する法律の改正により、農地等の利用の最適化の推進を行うことが、農業委員会の最も重要な役割の一つとして位置付けられ、これに取り組む体制を強化するため、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」といいます。）が新設されました。

農地等の利用の最適化の推進は

- ① 担い手への農地利用の集積・集約化
- ② 耕作放棄地の発生防止・解消
- ③ 新規参入の促進

を通じて、農地等の利用の効率化及び高度化を促進するもので、推進委員は担当区域において、

- ① 人・農地プランなど、地域の農業者等の話し合いを推進
- ② 農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進
- ③ 耕作放棄地の発生防止・解消、違反転用の是正などを推進

といった活動を農業委員と力を合わせて行います。

農業委員会では、こうした活動がより効果的かつ効率的に行えるよう農地の利用状況や所有者の利用意向についての調査などを行っています。

また、農地の貸し借りについて広島県農地中間管理機構への情報提供や農地のあっせん等も行っていますので、経営規模を拡大したい、あるいは所有する農地を貸したいなどの希望があればご相談ください。

農地を適正かつ有効に活用するため、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

納税猶予を受けた特例農地等は、適正に管理してください!!

納税猶予を受けた特例農地等については、農地として適正に管理することが必要です。

任意に手放したり、耕作を行っていないかったり、他の用途に転用した場合などは、その部分または猶予を受けた農地全部の猶予が取り消されることがありますので、ご注意ください。

手続きに必要な申請・届出様式は広島市ホームページで入手できます。

広島市のホームページ（<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>）から、トップページの電子行政サービス > 申請・届出様式 > 住まい・土地・建物 > 農地に関する手続き申請様式 へ進んでください。

手続きに必要な申請・届出様式がダウンロードできます。

みんなで読もう！ 全国農業新聞

農政・経済の動向、全国の優良営農事例等が多く掲載され、農業経営に役立つ読みやすい新聞です。（月4回発行 購読料1か月700円）
～お問い合わせは、農業委員会事務局まで（電話568-7755）～



農地賃借料情報

過去1年間に契約・公告された農地の賃借料について、下表のとおり情報提供します。

なお、この賃借料は、あくまでも目安ですので、実際の賃借料を決める際は、当事者でよく話し合いのうえ決めてください。

平成28年1月から12月までに契約（公告）された賃貸借における賃借料水準（10アール当たりの年額）

区 域	区 分		平均額	最高額	最低額	データ数
広島市全域	田	基盤整備地域	16,200円	26,000円	5,300円	94
	田	未整備地域	13,100円	23,100円	5,000円	141
	畑	全地域	13,500円	20,400円	4,900円	24

農業者年金に加入しましょう！

◇農業者の方なら広く加入できます

国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者や配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。



◇少子高齢時代に強い年金です

自らが納めた保険料とその運用収入を、将来受給する年金の原資として積み立てていき、この年金原資の額に応じて年金額が決まる積立方式（確定拠出型）の年金です。

◇保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます（月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由を選択）。

◇終身年金で80歳までの保証付きです

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。

◇公的年金ならではの税制上の優遇措置があります

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税（支払った保険料の15～30％程度）につながります。

◇農業の担い手には、手厚い政策支援（保険料の国庫補助）があります

認定農業者で青色申告しているなど、農業の担い手になる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

～ お問い合わせは、農業委員会事務局まで（電話568－7755）～